第二十七条第一項第四号中「退職手当支給制限等処分に相当する処分を」を「組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）又は組合員であつた者が法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（以下「退職手当支給制限等処分に相当する処分」という。）を」に、「当該退職手当支給制限等処分に相当する処分」を「次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該退職手当支給制限等処分に相当する処分」に改め、「当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた」及び「に百分の五十」を削り、「得た割合」を「得た金額」に改め、同号に次のように加える。

イ　退職年金　その組合員期間に係る退職年金の額

ロ　公務障害年金　その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

第二十七条第二項から第四項までを次のように改める。

2　公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該公務遺族年金の額の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3　前二項の場合において、これらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第八十条第一項、第九十五条第一項、第百一条、第百五条第一項から第三項まで又は第百六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金の支給が停止されている月を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4　前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職年金、公務障害年金若しくは公務遺族年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第八十条第一項、第九十五条第一項、第百一条、第百五条第一項から第三項まで又は第百六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金に相当する金額の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

第二十七条第五項中「又はこれに」を「若しくはこれに」に、「月数は、次の各号に掲げる」を「日数は、法第百十三条第六項に規定する職員団体（同項に規定する職員団体をいう。以下同じ。）の事務に専ら従事する職員（以下この項において「専従職員」という。）である」に、「当該各号に掲げる」を「その専従職員であつた」に、「を控除した月数」を「又は日数を控除した月数又は日数」に改め、同項各号を削り、同条第七項中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、同条第八項中「長期給付」を「退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章　実施機関積立金及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用

（基本指針）

第二十七条の二　総務大臣は、地方公務員共済組合連合会が行う退職等年金給付調整積立金の管理及び運用（組合（構成組合を除く。）及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を含む。）が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、法第百十二条の十第二項各号に掲げる事項に関する基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めることができる。

2　総務大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、基本指針の案又はその変更の案を作成し、財務大臣並びに内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3　内閣総理大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるときは、総務大臣に対し、基本指針の案又はその変更の案の作成を求めることができる。

4　総務大臣は、基本指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5　地方公務員共済組合連合会は、総務大臣が基本指針を定め、又は変更したときは、基本指針に適合するよう、法第百十二条の十第一項に規定する管理運用の方針を定め、又は変更しなければならない。

（運用職員の範囲）

第二十七条の三　法第百十二条の九に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる行政機関ごとに、それぞれ当該各号に定める者とする。

一　文部科学省　事務次官、官房長、大臣官房総務課長、初等中等教育局長、初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長その他法第百十二条の三第三項に規定する実施機関積立金（次号において「実施機関積立金」という。）の運用に係る行政事務に従事する職員であつて文部科学大臣が指定するもの

二　警察庁　警察庁長官、次長、官房長、長官官房総務課長及び給与厚生課長その他実施機関積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて警察庁長官が指定するもの

第二十八条第一項中「以下」を「次条第一項及び附則第三十条の二において」に改め、同条第三項中「長期給付に要する費用（法第百十三条第一項に規定する長期給付に要する費用をいう。以下この条」を「退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（法第百十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項において「退職等年金給付事務に要する費用」という。）を含む。第五項及び次条第三項」に、「すべて」を「全て」に、「及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額」を「、基準利率の状況及びその見通し並びに退職等年金給付事務に要する費用の額」に改め、同項第一号中「、障害の状態となつた者及び」を「及び公務以外の理由により」に改め、「組合員期間別及び」を削り、同項第二号中「年金である給付」を「退職等年金給付」に、「年金の」を「退職等年金給付の」に改め、同項第三号中「組合員期間別及び」を削り、「平均給料及び平均期末手当等」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の平均額」に改め、同項第四号を削り、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　総務大臣は、前三項の費用の算定方法を定める場合においては、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

5　退職等年金給付に係る地方の積立基準額は、将来にわたる退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる法第百十三条第二項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額を基準として、総務大臣の定める方法により算定した額とし、当該算定を行う場合の予想額の現価の計算に用いる予定利率は、地方公務員共済組合連合会が退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用収益の予測を勘案して総務大臣の定めるところにより合理的に定めた率とする。

第二十八条第六項及び第七項を削る。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法）

第二十八条の二　短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。）に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

2　介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第二項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における介護保険第二号被保険者（介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

3　法第百十四条第四項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法第七十五条第一項に規定する付与率、同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように算定することとされていることその他総務大臣が定める事情とする。